

【キーワード】 ベースアップ評価料

職員の賃上げに活用したい ベースアップ評価料のすべて

物価高に負けない「賃上げ」をめざし、今次診療報酬改定では看護職員をはじめ医療関係職種の賃上げのための特例的措置として+0.61%、40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師、勤務薬剤師、事務職員等の賃上げ措置として+0.28程度の改定が行われました。ここでは、新設されたベースアップ評価料について説明します。

職員の賃金増に向けて ベースアップ評価料新設

2024年度診療報酬改定の一丁目一番地として位置づけられたのが「医療従事者の賃上げ」です。具体的には、▽2024年度改定において創設されたベースアップ評価料、▽初再診料等や入院基本料の引き上げ分、▽賃上げ促進税制の活用——に加えて、定期昇給なども合わせて2024年度に+2.5%、2025年度に+2.0%のベースアップの達成が目標として掲げられています。

職員の賃上げに向けた評価の全体概要は、**図表1**のようになります。

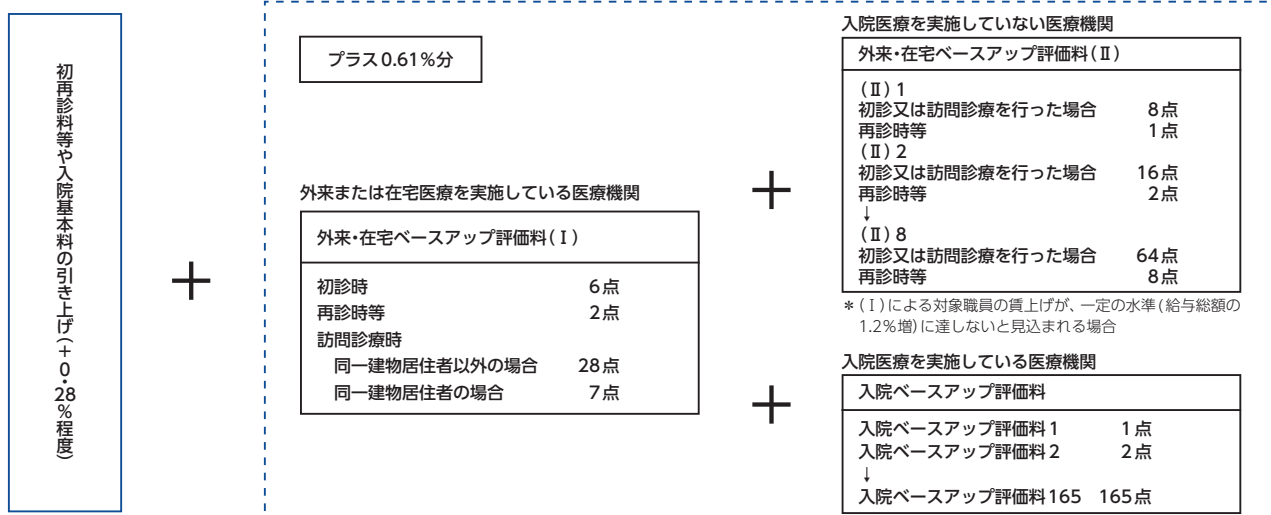
医科において新設されるベースアップ評価料は、①初再診時や在宅医療で算定できる「外来・在宅ベースアップ評価料(I)」、②(I)で1.2%の賃上げができない医療機関のための「外来・在宅ベースアップ評価料(II)」、③入院を対象とした「入院ベースアップ評価料」、④訪問看護ステーションを対象とする「訪問看護ベースアップ評価料(I)」、⑤(I)で1.2%の賃上げができない医療機関のための「訪問看護

ベースアップ評価料(II)」——の5つです。

ベースアップ評価料は 全額職員のベアに

たとえば、外来・在宅ベースアップ評価料の対象となる職種は**図表2**のとおりで、医師事務作業補助者や看護補助者等を除いて、事務作業を行う職員は含まれません。同評価料(I)は、職員の賃金の改善を実施している場合の評価であり、1日につき初診時6点、再診時等2点、同一建物居住者以外に

図表1 病院・診療所の賃上げに関する評価の全体概要



出典：厚生労働省「令和6年度診療報酬改定【全体概要版】」をもとに編集部で作成

図表2 ベースアップ評価料(外来・在宅、入院)対象職員

薬剤師 保健師 助産師 看護師 准看護師 看護補助者 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士 義肢装具士 歯科衛生士 歯科技工士 歯科業務補助者 診療放射線技師 診療エックス線技師 臨床検査技師 衛生検査技師 臨床工学技士 管理栄養士 栄養士 精神保健福祉士 社会福祉士 介護福祉士 保育士 救急救命士 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師 柔道整復師 公認心理師 診療情報管理士 医師事務作業補助者 その他医療に従事する職員(医師および歯科医師を除く)

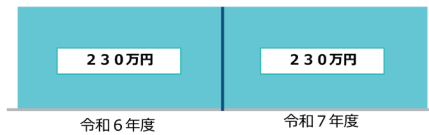
出典：厚生労働省「令和6年度診療報酬改定の概要【賃上げ・基本料等の引き上げ】」

図表3 ベースアップ評価料の算定額の配分パターン

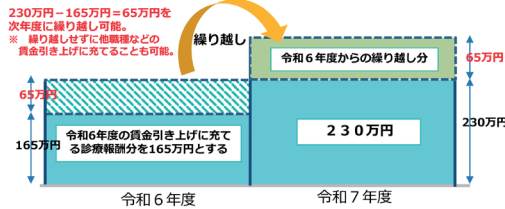
例：令和5年度の給与総額が1億円であった場合(2年間のベースアップ評価料算定額の見込み)

1億円×2.3%×2年間=460万円
(賃金の引き上げに充てる額)

(パターン1)
令和6年度にまとめて引き上げを行う配分方法



(パターン2)
2年間で段階的に引き上げを行う配分方法



出典：厚生労働省「令和6年度診療報酬改定と賃上げについて」

訪問診療を行った場合28点、同一建物居住者に訪問診療を行った場合7点を算定できます。

ただ、同評価料(I)は一律点数であるため、看護師等の配置数が多い医療機関では十分な賃上げにつなげられないケースもありますが、1.2%の賃上げができない場合は、同評価料(II)を算定することができます。

一方、病院や有床診療所では、外来等では同評価料(I)を、入院では入院ベースアップ評価料を算定することで2.3%の賃上げができる計算になっています。

この報酬分は全額、職員のベースアップに充てる必要がありますが、どの職種の賃金をどの程度アップするかについては医療機関の裁量に委ねられます。この点数を算

定した場合の賃上げへの配分方法としては、図表3のような2つのパターンが想定されています。

なお、ベースアップには、毎年上がる“定期昇給”は含まれておらず、賃金表の改定等で賃金水準を引き上げることが求められます。賃金表がない医療機関の場合は、給与規定や雇用契約に定める基本給等(決まって毎月支払われる給与や手当)の引き上げを行うことになります。

ただし、賃上げを実施した項目

以外の固定的手当などの賃金水準を減額してはいけないことになっています。そして、同評価料を算定する医療機関には「賃金改善計画書」「賃金改善実績報告書」を作成して定期的に地方厚生(支)局長へ報告することが求められます。外来・在宅ベースアップ評価料の算定には複雑な計算が必要になりますが、厚生労働省が自動でできる計算ツールを公表しているため、これを使えば簡単に行うことができます(下記QRコードから)。

*

物価の高騰に加え、2022年12月に日本労働組合総連合会が春闘で5%の賃上げ要求を決定したこともあり、一般企業では2023年春に全国的に賃上げが実施されました。2024年度についても3.7~3.85%程度の賃上げが行われる見通しです。

医療機関でも賃上げは必然となっており、こうした流れに対応するために“ベースアップ評価料”をうまく活用する必要があります。



ベースアップ評価料計算支援ツール(医科)



ベースアップ評価料計算支援ツール(歯科)



ベースアップ評価料計算支援ツール(訪問看護)